

徳島県告示第五百四十九号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

令和五年十一月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限
徳島県 第四三三号	肉骨粉	徳島化製B	窒素全量 九・〇 りん酸全量 五・〇	公定規格の定め のとおり	徳島化製事業協業組合 徳島市不動本町三丁目一七〇四番地の一	令和十一年十月十三日
徳島県 第二八四号	消石灰	粒状消石灰	アルカリ分 六五・〇	同	吉見石灰工業株式会社 阿南市津乃峰町戎山九番地	同 十一月九日